

中小企業の皆さんへ



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

30兆円規模の融資・保証枠で  
資金繰りを応援します!!

## セーフティネット貸付(10兆円)

- ▶ 長期固定の低利融資です!!
- ▶ 特に業況の厳しい方には**0.3%**金利を引き下げます!!

## 緊急保証制度(20兆円)

- ▶ 対象は**698業種!!**  
中小・小規模企業の約8割が対象です!!

### 経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課/中小企業金融課  
TEL 048-600-0334(直) TEL 048-600-0425(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 092-482-5448(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 022-222-2425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課  
TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課  
TEL 098-866-1755(直)

### 中小企業庁お問い合わせ先

中小企業庁金融課  
TEL 03-3501-6280(直)



## 1. セーフティネット貸付※1

- ▶ 中小・小規模企業であれば、原則として(注1)業種を問わず、事業状況などに応じ、以下の額の範囲内でご利用いただけます。

**7億2,000万円 (中小企業)**  
**4,800万円 (小規模企業)**

(注1) 一部例外業種があります。公庫にお尋ねください。

- ▶ 長期固定の低利融資(注2)です。  
特に業況の厳しい方には、さらに0.3%の金利引下げを行います。

(注2) 中小事業：1.85%、国民事業：2.30% (基準利率5年以内、1月19日現在)

●利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動します。

- ▶ 既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要にも対応します。

※1 同様の特別貸付は、商工中金でも行っています。

▶▶▶ ご相談は、最寄りの **JFC** 日本政策金融公庫 へ

## 2. 緊急保証制度

- ▶ 698業種※2 (中小・小規模企業数の約8割)が対象です。
- ▶ 信用保証協会の100%保証です。
- ▶ 保証付債務の一本化など、借換需要にも対応します。

※2 対象業種については、ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp>) で確認できます。

▶▶▶ ご相談は、金融機関、最寄りの信用保証協会へ

